

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 27日	
福井市長 殿	
提出者	
住所 福井市新田塚1丁目60-1	
氏名 セーレン株式会社 新田事業所 事業所長 福田 正一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0776-23-5200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セーレン株式会社 新田事業所
事業場の所在地	福井市新田塚1丁目60-1
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E11 (繊維工業)
②事業の規模	8,948,091千円 (生産高)
③従業員数	605人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物を専門に取り扱う部署を設定。
廃棄物の発生抑制，再生，適正処理などを計画的に進める上で、必要な事項を検討する。

新田事業所長



事業管理部 新田管理課（廃棄物管理担当者）



各工場（庶務係） 新田第1工場 新田第2工場 KBセーレン新田 新田第5工場
新田プラット工場 ISO事務局 セーレンKP
環境エネルギー課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属くず，廃プラスチック類，汚泥の分別を徹底し、他の廃棄物が混入しないように保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価取引できるような金属が含まれる場合は、更に細かく分別し、他の廃棄物と混入し廃棄されないよう検討する。また、有価取引業者への働きかけを充実させ今後運用できるよう検討する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	6.8 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	286.9 t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥については脱水を実施。（脱水処理設備：処理能力180m ³ /日） ・脱水した汚泥については乾燥を実施。（乾燥機設備：処理能力6t/日） ・乾燥後の汚泥については焼却を実施。（焼却設備：処理能力45kg/h）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	10.0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	436.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排水処理設備の運転方法の更なる効率化を図る（発生汚泥の抑制） ・汚泥乾燥機を高効率化（乾燥効率の向上）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の一連の処理の工程

セーレン(株)新田事業所

種 類	工 程	
廃プラ	処理業者(再生)へ委託	再生後は固形燃料として再利用
木くず(可燃物)	処理業者(焼却)へ委託	80%以上を燃料として再利用
その他(不燃物)	処理業者(選別破碎)へ委託	処理後は最終処分へ(管理型及び安定型埋め立て)
汚泥	処理業者(再生)へ委託	再生後は肥料として再利用
	処理業者(焼却)へ委託	焼却後はセメント原料として再利用
廃油	処理業者(焼却)へ委託	一部を再生利用
廃電気機械器具	処理業者(再生)へ委託	再生後はガラスの原料として再利用
ガラスくず、コンクリートくず	処理業者(選別破碎)へ委託	処理後は最終処分へ(管理型及び安定型埋め立て)

別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

セーレン(株)新田事業所

廃棄物の種類	①現状【前年度(2024年度)実績】		②計画【2025年度目標】	
	排出量	(これまでに実施した取り組み)	排出量	(今後実施する予定の取り組み)
廃プラスチック	760.96t	分別の徹底、品質不良による廃棄物を少なくする、各工場セクション毎に投棄場所を分け管理させる	722.91t	有価取引推進(廃プラ燃料加工に挑戦)
木くず(可燃物)	91.20t	分別の徹底、リサイクル推進	86.64t	リサイクル推進 木材の一部を燃料へと転換する
その他(不燃物)	12.87t	分別の徹底、リサイクル推進	12.22t	リサイクル推進
汚泥	286.9t	排水処理運転の効率化(汚泥発生量の抑制) 汚泥乾燥機導入、焼却処分→再資源化に変更	272.6t	排水処理運転の更なる効率化(発生汚泥抑制) 汚泥乾燥機の高効率化(汚泥乾燥率の向上)
廃油	46.80t	リサイクル推進、有価取引推進	44.46t	分別を徹底し(水分をできるだけ除去) 全量リサイクル推進、有価取引推進
廃電気機械器具	0.14t	LED化	0.13t	LED化を進め、中長期的に蛍光灯器具を削減
燃え殻	0.00t	分別の徹底、リサイクル推進	2.00t	リサイクル推進

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

ガラスくず、コン
クリートくず及び 再生利用業者へ代替検討
陶磁器くず